

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月26日から同年9月18日まで

私は、昭和21年3月19日にA事業所に入社し、60年2月24日に退職するまでの期間において継続して勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和21年3月19日から60年2月24日までの期間においてA事業所に継続して勤務し（昭和25年8月26日にA事業所C工場から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿の昭和25年9月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、A事業所が保管する同事業所B工場の被保険者記番号証交付簿において、申立人が昭和25年9月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記載されていることから、事業主がオンライン記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、

申立人に係る25年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月15日から同年11月15日まで

私は、A事業所及び同事業所の関連会社であるB事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。当時の給与台帳から社会保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する従業員の入退社記録、申立人から提出された昭和40年度の給与台帳の写し及び申立事業所の回答から判断すると、申立人がA事業所及び同事業所の関連会社であるB事業所に継続して勤務し（昭和40年10月15日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年11月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの届出を行い、控除した保険料も納付していると思われる。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島国民年金 事案521

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年12月まで

当初、学生であったため国民年金保険料を2年ほど免除してもらっていたが、親の勧めがあり、学校を辞めた昭和56年ころ、国民年金に加入したと思う。

加入手続後、免除してもらっていた2年間の保険料をさかのぼって納付し、その後は、基本的に納期限を守って保険料を納付していたと思う。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続を行ったのは、昭和56年ころだと思うがはっきりとは覚えていない。また、どこで手続をしたのか、誰が手続をしたのかも覚えていない。」と供述しているところ、A市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、昭和62年1月27日に行われたものと推認でき、当該時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳にはそれぞれ、「第2号被保険者以外の被保険者」と記載されていることなどから、当該手帳は、昭和61年4月以降に交付されていることが確認できる上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年6月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成5年10月1日となっているが、同社では7年ころまでの期間において勤務していたと記憶している。
申立期間についても申立事業所で勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、同事業所における離職日は平成5年9月30日と記録されている上、オンライン記録により、申立事業所に係る健康保険被保険者証の回収及び5年10月1日付けの定時決定の取消しに係る処理が、同年10月12日付けで行われていることが確認できることから判断すると、申立人が、申立期間について、申立事業所に勤務していたことを推認することはできない。

また、申立期間中に申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「A事業所では、厚生年金保険の加入について、従業員の希望を確認していた。私は、厚生年金保険の加入を希望しなかった期間があり、その期間については、厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と供述している。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録から、当時の経理担当者となる者について、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

加えて、申立事業所に係るオンライン記録において、申立人の氏名等が確認できるのは、平成2年7月2日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、5年10月1日に同資格を喪失している記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等は無い。

また、申立事業所は既に廃業しており、人事記録及び給与台帳等を確認することができない上、同僚から事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等が確認できる具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。